

委 員 長 報 告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案7件について、7月1日及び7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第1号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、同議案第4号 田辺市火災予防条例の一部改正について、同議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、同議案第10号 字の区域の変更及び町の区域の新設について、同議案第11号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第16号 田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び同議案第17号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分の以上7件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第4号 田辺市火災予防条例の一部改正について、今回新たに対象火気設備として加えられる固体酸化物型燃料電池について詳細説明を求めたのに対し、「水素を利用して電気と熱をつくり出す発電装置の一種で、燃料から水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電することから、従来の燃料を燃焼させる発電装置と比較し、二酸化炭素の排出を約40％削減できるとされている。なお、火気を使用する設備ということで、事業所等に設置されるものについては届け出が必要であるが、一般家庭に設置されるような出力が10キロワット以下となる小型のものについては、届け出の必要はない」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成22年7月7日

総務企画委員会

委員長 安 達 克 典

委 員 長 報 告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案4件について、6月30日及び7月7日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第3号 田辺市公園条例の一部改正について、同議案第7号 民事調停の申立てについて、同議案第8号 町及び字の区域の変更についての以上3件については、全会一致により、同議案第17号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分は、起立多数により、すべて原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第17号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分のうち、都市計画費にかかわって、当局からの説明に対し、委員会として、議案に対する説明及び参考資料等の提出に際しては、十分に協議・検討を重ね、精査することを強く申し入れをいたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成22年7月7日

産業建設委員会

委員長 中 本 賢 治

委 員 長 報 告

本委員会は、去る6月29日の本会議において付託を受けた議案7件について、30日及び7月7日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第2号 田辺市老人憩いの家条例の一部改正について、同議案第5号 田辺市国民健康保険条例の一部改正について、同議案第6号 工事請負契約の締結について、同議案第11号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第12号 平成22年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第13号 平成22年度田辺市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第17号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分の以上7件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第6号 工事請負契約の締結について、共同企業体方式を採用した理由について説明を求めたのに対し、「難易度の高い工事を行う場合、建築業者相互の力を結集して取り組む方が、より一層安定的、効果的な施工が可能であると判断し、共同企業体での取り組みを進めた」との答弁がありました。

次に、議案第17号 平成22年度田辺市一般会計補正予算（第4号）の所管部分のうち、衛生費にかかわって、回転円盤排水処理装置の修繕に係る見積額をただしたのに対し、「他市町村とそれぞれ仕様が異なるため、比較は非常に難しいが、調査検討した上で、突出した価格ではないと判断している。しかし、検討の余地はゼロではないと考えており、今後も価格交渉に向けて努力をしたい」との答弁がありました。さらに委員から、水処理施設の維持管理についてただしたのに対し、「本施設は、最終処分場閉鎖後、水質が安定するまでの10年から15年程度稼働していかなければならない。今回の経験をもとに、今後は、継続的に薬剤を投入するなどメンテナンスを実施し、回転円盤に付着する汚泥による負荷がかからないよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成22年7月7日

文教厚生委員会

委員長 久 保 隆 一

委 員 長 報 告

平成22年3月15日の本会議において、当委員会に審査を付託されました平成22年1定請願第1号「国保行政の改善を求める請願」は、当市の国保財政の現状等について多様な角度から検討を重ねるとともに、県内各市の状況等も含め、将来展望も勘案した上で、鋭意審査を進めてまいりました。

審査の過程で委員から出された意見の要点について、御報告申し上げます。

国民健康保険の財政基盤は極めて脆弱であり、医療技術の進歩による医療費の増加とこれに伴う保険料負担の増大により、保険者及び被保険者の負担は年々過重なものとなっています。また、長引く景気の低迷等により、市民の生活が一段と厳しさを増し、特に、国保加入者は自営業者や年金受給者などで構成されているため、その影響がより顕著にあらわれています。

このような状況にあつて、当市は、平成20年度末現在で約18億9千万円の基金と繰越金を保有することにより、単年度収支の悪化による国保税への急激な転嫁を抑えられていることなど、基金等を持たない自治体と比較すると大変恵まれた環境にはあるものの、本年度は10年ぶりに診療報酬がプラス改定されたことなどを斟酌すると、今後の医療費増加に伴う国保会計への影響が懸念されるところです。

さらに、後期高齢者医療制度の廃止に伴う国民健康保険広域化の議論等もあり、国保制度はまさに転換期を迎えており、基金の活用も含め、情勢の慎重な見極めの時期でもあると考えられ、委員からは、現時点において基金取り崩しによる国保税の引き下げは難しいのではないかという意見などが出される一方、1世帯につき1万円の引き下げが単年度のみであることや、現行の減免制度に加えて10割の法定免除制度創設の意義は極めて大きいこと、現在のわかりにくい国保会計の改善を国に求める必要性を唱える意見もありました。

当委員会としては、まず市民福祉の向上を主眼に、請願者の思いを真摯に受け止めた上で、これまで慎重に議論を重ねてまいりましたが、去る6月30日に採決を行った結果、本請願を不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

平成22年7月7日

文教厚生委員会

委員長 久保隆一